所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５条）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１０月２８日

千葉地方法務局いすみ出張所　登記官　川　上　明　治

１　手続番号

第０４１６－２０２５－０００５号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

いすみ市岬町和泉字門原２０２１番３